

【諮問第269号】

28川情個第36号
平成28年12月20日

川崎市教育委員会
教育長 渡邊直美 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年12月18日付け27川教庶第775号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った文書不存在を理由とする拒否処分は妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年11月17日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。平成28年条例第3号による改正前のもの。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇病院の医師が精神保健指定医の資格を不正取得したなどとして厚生労働省に指定を取り消された問題に関する一切の公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、実施機関の全ての所管課等に確認したところ、本件請求に係る公文書がなかったとして、平成27年12月1日付けで、文書不存在による開示拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、条例第22条第1項の規定に基づき、平成27年12月6日付けで、「請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。その際に仮に非開示部分が含まれていた場合は、公益上の理由による裁量的開示を行うことを求める。」として異議申立てを行った（当審査会諮問第269号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成27年12月6日付け異議申立書、平成28年3月14日付け意見書、同年9月20日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 文書不存在による開示拒否とした本件処分については、文書の探索が不十分であるか、対象情報を解釈上の不存在か適用除外と判断することが違法である。
- (2) 実施機関では、障がい児就学指導委員会等で、児童を特別支援学校又は特別支援学級に行かせるべきか、普通学校又は普通学級に行かせるべきかを決定している。その委員は、医師、教師、児童相談所職員、障害福祉課職員、障がい児施設職員等である。そういった組織に所属する精神科医に〇〇病院の精神保健指定医に係る問題の検証をさせていた可能性がある。
- (3) 市長部局に対する異議申立てにおいて、公文書の特定が不足しているという主張をしていたことから、他の部局における公文書についても同様に、特定の不足を理由とする異議申立てがなされていると判断すべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成28年2月5日付け処分理由説明書及び同年7月26日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求を受け、総務部庶務課が、実施機関内の所管する教育施設及び学校を含む全ての所管課に対して請求に係る文書について確認をしたが、本件請求に係

る公文書は存在しなかった。

- (2) 対象公文書の探索にあたっては、実施機関が行う事業における精神科医の任用、講座の講師、委員等に係る文書、〇〇病院からの通知など、該当する公文書はないかということに留意して調査を行った。
- (3) 公文書の解釈については、条例第2条第1号ただし書アにより、販売を目的として発行されるものは除外されるとの規定があるため、図書館等の新聞、雑誌、書籍等は探索の対象とはしていない。
- (4) 異議申立人が指摘している障がい児就学指導委員会（本市では「川崎市就学指導委員会」という。）については、精神科医がメンバーとして含まれているが、本市健康福祉局の医師が就任しており、今回の件とは関係がない。

5 審査会の判断

(1) 審査会の審査対象について

異議申立人は、異議申立ての理由として、本件処分が、①文書の探索が不十分であるか、②対象情報を解釈上の不存在か適用除外と判断することが違法である旨を主張している。実施機関の説明及び異議申立人の主張に鑑みると、本件においては、②は争われておらず、争点はもっぱら①の点であると考えられる。そこで、以下では、①についてのみ検討する。

(2) 本件請求に係る実施機関の文書探索過程

実施機関の説明によれば、本件請求に係る対象公文書の探索過程は、次のようであったことが認められる。

実施機関は、本件請求がなされて直ぐの平成27年11月20日、各課（室）長宛の事務連絡において、本件公文書開示請求書や指定を取り消された医師の名簿を添付して各課・室及び各教育施設に対象公文書の有無に関する照会を行った。その照会文書には、対象公文書を広く解することを求める本件請求の趣旨に鑑みて、次のような記載がなされていた。

「○本件開示請求の対象公文書となりえる可能性がある文書の例

- ・ 該当医師の講演会等を教育委員会が後援している場合の申請書等
- ・ 該当医師が講座等を行なっている際の教育委員会で管理を行なっているものについての減免申請書等
- ・ 該当医師が市立学校でカウンセリングや講演会をもっていた場合、それに関する文書
- ・ 該当医師が職員等にカウンセリングや講座等を行なっていた場合、それに関する文書

*本件請求につきましては、開示請求の対象文書の範囲がひろく求められておりますので、例示した以外の文書も存在する可能性があります。お手数おかけしますが、ご確認をお願いいたします。」

さらに、精神科医の任用を行っている課については、任用されている医師の該当性について再度の確認もなされた。

そして、例えば、学校教育部健康教育課からは学校医として精神科医の任用は

あるものの該当医師はいないこと、心の相談支援事業で任用されている精神科医にも該当医師はいないこと、〇〇病院からのお知らせや謝罪文等も存在しないことが回答された。また、学校教育部指導課支援教育係からは川崎市就学指導委員会の委員である精神科医は同市健康福祉局障害保健福祉部の担当部長であって今回の〇〇病院の案件に関わっていないこと、特別支援学校・重複特別支援学級専門医として精神科医の任用は平成26年度以降はなく、過年度の任用医師にも該当医師はいないこと、総合教育センター所管のゆうゆう広場教育相談事業で任用している精神科医や外来教育相談専門医として任用している精神科医にも該当医師が存在しないことなどが回答された。その他、市立小中高等学校において、あるいは生涯学習部生涯学習推進課においても該当医師に講演会等の依頼をしていないこと、学校が企画した研修会講師にも該当医師はいないことなども、担当の各部署から回答された。

以上のようにして、全ての所管課において対象公文書が存在しないことを確認して、平成27年12月1日に本件処分がなされたものである。

以上の実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、本件請求に対応した必要且つ十分な文書探索がなされたと認めることができる。他方、異議申立人からは、上記の調査対象事項以外に実施機関に対象公文書が存在し得ることの具体的な根拠は示されていない。本件請求に係る対象公文書が存在しないという実施機関の説明は合理的で適切なものと判断することができ、これを覆す事由はない。

(3) 文書不存在の理由について

異議申立人は、その意見書において、文書不存在を理由とする拒否処分をするにあたって、文書をそもそも作成も取得もしていないための不存在であるのか、それとも作成した可能性があるが廃棄したために不存在であるのかを明確にした決定をするべきであるという異議も述べている。この点については、文書不存在の理由が后者である場合は明確にできる可能性が高いとしても、しからざる場合には、極めて広範な本件請求の趣旨に鑑みると、不存在の理由が前者であって後者ではないことを一義的に確定することは、実施機関にとっても至難な要求であると考えられる。加えて、上記に見た実施機関の文書探索過程とその結果を併せみるならば、実施機関が拒否処分を行う理由として意図したところは、対象公文書が現に存在したがそれを廃棄したために文書不存在となったというものではなかったことがうかがわれるところである。

(4) 市長に対する異議申立てをもって教育委員会に対する異議申立てとみなすことの可否

本件請求に関する一連の開示請求においては、市長部局である健康福祉局健康安全部医事・薬事課及び障害保健福祉部精神保健課において所管する公文書については全部開示・部分開示・拒否の各処分が市長により平成27年10月7日から26日にかけてなされ、それら処分に対して異議申立人は、同年11月2日から17日にかけて異議申立てを行っている。他方、本件実施機関である教育委員会に対しては、上記のように同年11月17日に初めて開示請求がなされ、本件処分がなされたのは同年12月1日である。異議申立人は、市長の上記処分に対

する異議申立てをもって教育委員会の処分に対する異議申立てとみなすべきことを主張しているが、平成27年11月になされた異議申立てをもって同年12月になされた拒否処分に対する異議申立てとみなすことはできないといわざるを得ない。

なお、異議申立人の上記異議の趣旨は、平成27年11月になされた異議申立ては、開示請求に対する処分を行った市長に対してのみならず、その時点では何らの処分を行なっていなかった教育委員会に対する異議申立ても含むということであるかもしれない。しかし、同年8月10日になされた異議申立人による公文書開示請求の宛先は、市長、公営企業管理者、人事委員会、監査委員、議長であり、教育委員会は含まれていなかったのであるから、そのような趣旨に解する余地はなかったといわざるを得ない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大	関	亮	子
委員	早	川	和	宏
委員	人	見		剛
委員	葭	葉	裕	子